

平成 28 年（2016 年） 8 月 1 8 日

大阪狭山市長 古川 照人 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会

委員長 溝手 真理

諮問事項である「市民公益活動における促進諸施策のあり方」について（意見）

平成 26 年（2014 年）8 月 27 日に市長より委嘱を受けた市民公益活動促進委員（以下、「委員」という。）は、市民公益活動における促進諸施策のあり方のうち、(1)市民公益活動促進補助金制度のあり方、(2)協働事業評価のあり方の 2 項目について諮問を受けました。

同諮問事項に関し、委員で構成する大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下、「委員会」という。）は、11 回の委員会を開催し、その審議結果等について、下記のとおり意見を提出いたします。

なお、今期（第 7 期）の委員の任期は、平成 28 年 8 月 26 日付けで満了となることから、当意見書を参考に、次期（第 8 期）委員会においても引き続き検討していただき、市民公益活動によるまちづくりの推進に努めていただくよう希望いたします。

記

(1) 市民公益活動促進補助金制度のあり方について

①同補助金制度の「補助金逡減規定の見直し」、「市民公益活動団体の設立を支援するような部門の創設」の 2 点について、前期（第 6 期）からの継続審議事項として見直しの審議を重ね、一定の改善を図りました。

上記の補助金制度の見直しに関する主な改善内容は次のとおりです。

【改善内容】

《補助金逡減規定の見直し》

○予算額に対し、自立促進部門の申請可能額が大きすぎることから、より多くの団体にこの補助金制度を活用してもらうため、自立促進部門の補助金限度額の引下げ及びその逡減率の見直しを行い、平成 27 年度の募集に合わせて要綱の改正を行った。

《市民公益活動団体の設立を支援するような部門の創設》

○新しい市民公益活動団体を発掘するため、チャレンジ部門の前段階として、市民公益活動団体の設立を支援する部門（入門部門）を平成 27 年度の募集に合わせて創設した。平成 27 年度は申請がなかったが、平成 28 年度には 3 事業の申請があった。この入門部門に申請された事業が今後、チャレンジ部門、自立促進部門、協働事業へとステップアップするよう支援する予定である。

②第 6 期からの継続審議事項である、「複数年度事業の申請事務の簡素化」、「最低評価点数の導入」、「収支予算と収支決算との乖離への対応」、「費用対効果に応じた補助対象科目別上限額の設定」については、要綱改正が必要な事項を中心に継続審議扱いといたしました。

上記の補助金制度の審議内容は次のとおりです。

【審議内容】

《複数年度事業の申請事務の簡素化》

○少額の補助金申請団体や小規模な申請団体、パソコンが苦手な申請団体等にとっては申請手続きが煩雑で、手間取ることを理由に敬遠されることがあるため、新設した入門部門については、申請書類を減らして簡素化するようにした。しかし、既存の部門においては引き続き検討が必要。

《最低評価点数の導入》

○第 6 期において最低評価点数の導入については見送られたが、第 7 期においても、26 年度・27 年度共に補助金申請額が予算額を大きく下回り、結果として申請事業は全て採択された。適正な補助金制度運営のためにも対策を設ける必要があるので引き続き検討が必要。

《収支予算と収支決算との乖離への対応》

○収支予算と収支決算との乖離が生じている事業については、内容を精査し、当初の申請内容及び事業目的からかけ離れている項目がある場合には、補助対象外とする等の対策について引き続き検討が必要。

《費用対効果に応じた補助対象科目別上限額の設定》

○補助金対象経費となる科目について、費用対効果が望めない科目に多くの出費が見られるケースがあり、上限額の設定等によって対策を講じる必要があるので引き続き検討が必要。

これらの審議経過を踏まえ、次期委員会において継続的に審議いただくことを要望いたします。

(2) 協働事業評価のあり方について

平成 26 年度まで 5 年間、補助金を受給した「三津屋川を美しくする会」については、協働事業提案に付し、平成 27 年度に協働事業として採択されました。しかし現在、発起人の高齢化に伴い「三津屋川を美しくする会」は事業が中断しております。協働事業として採択後に課題を抱える団体に対し、行政からの一定の支援が必要であると考えられます。

第 6 期委員会において、補助金事業より協働事業に移行した事業について見守り評価を続けるという決定をいたしましたので、「三津屋川を美しくする会」に対して、事業再開後は評価と併せて課題分析及び支援をいただくよう要望いたします。